

○ 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための
 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（租税特別措置法の一部改正） 第十七条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例） 第二十五条 農業（所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。）を営む個人が、昭和五十六年から平成二十六年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内であるときは、当該個人はその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。</p> <p>一・二 省略</p>	<p>（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例） 第二十五条 農業（所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。）を営む個人が、昭和五十六年から平成二十三年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内であるときは、当該個人はその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。</p> <p>一・二 同上</p>

改正後	改正前
<p>2 前項に規定する個人が、同項に規定する各年において、同項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれているとき（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものであるときを含む。）は、当該個人はその売却をした日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額は、所得税法第二編第二章から第四章までの規定により計算した所得税の額によらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>一 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものの売却価額及び免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合における当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額の合計額に百分の五を乗じて計算した金額</p> <p>二 省略</p> <p>3 7 省略</p> <p>（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例） 第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間</p>	<p>2 前項に規定する個人が、同項に規定する各年において、同項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれているとき（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものであるときを含む。）は、当該個人はその売却をした日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額は、所得税法第二編第二章から第四章までの規定により計算した所得税の額によらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>一 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものの売却価額及び免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合における当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額の合計額に百分の五を乗じて計算した金額</p> <p>二 同上</p> <p>3 7 同上</p> <p>（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例） 第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間</p>

改正後	改正前
<p>内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>一・二 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法</p>	<p>内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合には、二千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>一・二 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに当該免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の</p>

改正後	改正前
<p>により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 事業年度が一年に満たない第一項の農業生産法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が千五百頭」とあるのは「が千五百頭に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「千五百頭」とあるのは「当該計算した頭数」とする。</p> <p>6～8 省略</p>	<p>方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。</p> <p>4 同上</p> <p>5 事業年度が一年に満たない第一項の農業生産法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が二千頭」とあるのは「が二千頭に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「二千頭」とあるのは「当該計算した頭数」とする。</p> <p>6～8 同上</p>

○ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）</p> <p>第九条の五 法第二十五条第一項に規定する財務省令で定める交雑牛又は乳牛は、交雑牛にあつては牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成十五年農林水産省令第七十二号）<u>第三条第二項第十一号に掲げる種別である牛とし、乳牛にあつては同項第八号から第十号までに掲げる種別である牛とする。</u></p> <p>2 法第二十五条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一・二 省略</p> <p>3 前項各号に規定する肉用牛が施行令第十七条第一項に規定する登録がされているものである場合には、前項の財務省令で定める事項は、同項各号に定める事項のほか、当該登録の名称並びに登録機関（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十条の二第三項に規定する家畜登録機関をいう。次項において同じ。）の名称及び所在地とする。</p> <p>4 省略</p>	<p>（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）</p> <p>第九条の五 法第二十五条第一項に規定する財務省令で定める乳牛は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成十五年農林水産省令第七十二号）<u>第三条第二項第八号から第十号までに掲げる種別である牛とする。</u></p> <p>2 法第二十五条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一・二 同上</p> <p>3 前項各号に規定する肉用牛が施行令第十七条第一項に規定する登録がされているものである場合には、前項の財務省令で定める事項は、同項各号に掲げる事項のほか、当該登録の名称並びに登録機関（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十条の二第三項に規定する家畜登録機関をいう。次項において同じ。）の名称及び所在地とする。</p> <p>4 同上</p>

改正後	改正前
<p>(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)</p> <p>第二十二條の十六 法第六十七條の三第一項に規定する財務省令で定める交雑牛又は乳牛は、交雑牛にあつては牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則第三條第二項第十一号に掲げる種別である牛とし、乳牛にあつては同項第八号から第十号までに掲げる種別である牛とする。</p> <p>2 法第六十七條の三第三項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 法第六十七條の三第二項に規定する肉用牛の売却が同條第一項第一号に規定する市場において行われた場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 当該肉用牛の売却をした法第六十七條の三第一項に規定する農業生産法人(次号イにおいて「農業生産法人」という。)の名称、納税地及び代表者の氏名並びにその売却年月日</p> <p>ロ・ハ 省略</p> <p>二 省略</p> <p>3 前項各号に規定する肉用牛が施行令第三十九條の二十六第一項に規定する登録がされているものである場合には、前項の財務省令で定める事項は、同項各号に定める事項のほか、当該登録の名称並びに登録機関(家畜改良増殖法第三十二條の二第三項に規定する家畜登録機関をいう。次項において同じ。)の名称及び所在地とする。</p> <p>4 省略</p>	<p>(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)</p> <p>第二十二條の十六 法第六十七條の三第一項に規定する財務省令で定める乳牛は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則第三條第二項第八号から第十号までに掲げる種別である牛とする。</p> <p>2 法第六十七條の三第三項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 同上</p> <p>イ 当該肉用牛の売却をした法第六十七條の三第一項に規定する農業生産法人(次号イにおいて「農業生産法人」という。)の名称、納税地及び代表者の氏名並びにその売却年月日</p> <p>ロ・ハ 同上</p> <p>二 同上</p> <p>3 前項各号に規定する肉用牛が施行令第三十九條の二十六第一項に規定する登録がされているものである場合には、前項の財務省令で定める事項は、同項各号に掲げる事項のほか、当該登録の名称並びに登録機関(家畜改良増殖法第三十二條の二第三項に規定する家畜登録機関をいう。次項において同じ。)の名称及び所在地とする。</p> <p>4 同上</p>